

# 福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日：令和4年12月28日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和4年6月28日
	訪 問 調 査 日	令和4年10月6日
	評価結果の確定日	令和4年12月23日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

## I 事業者情報

### (1) 事業者概況

事業所名称	児童養護施設丸石こどもの家	種 別	児童養護施設		
事業所代表者名	施設長 藤原 みどり	開設年月日	昭和36年7月24日		
設置主体	社会福祉法人さくら福祉会	定 員	30人	利用者数	29人
所 在 地	〒739-0452 廿日市市丸石1丁目1番12号				
電話番号	0829-54-2111	FAX番号	0829-54-2123		
ホームページアドレス	<a href="http://www.sakurafukushikai.or.jp/tsuta-index.html">http://www.sakurafukushikai.or.jp/tsuta-index.html</a>				

### (2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業：児童養護施設	毎月：避難訓練 ハースデイお出掛け(1人年1回)・入園入学を祝う会 園内ハイキング・ゴールデンウィークお出掛け・お盆外出 海水浴・花火大会・お月見・クリスマス会・もちつき 正月外出・卒業卒園を祝う会
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室総数 15 室 ・居室内訳 (2人部屋) 15 室	○事務室 1か所 ○相談室 2か所 ○静養室 3か所 ○会議室 1か所 ○地域支援室 1か所 ○学習室 2か所 ○地域交流室 1か所 ○心理療法室 1か所

### 職員の配置

職 種	人 数 (うち常勤の人数)	職 種	人 数 (うち常勤の人数)
施設長	1人(1人)	栄養士	3人(3人)
保育士	10人(10人)	調理員	1人(0人)
児童指導員	3人(3人)	宿直専門員	2人(0人)
心理療法担当職員	1人(1人)	嘱託医	1人(0人)
家庭支援専門相談員	1人(1人)	事務員	1人(1人)
里親支援専門相談員	1人(1人)		

## II. 第三者評価結果

### ◎評価機関の総合意見

当法人は、昭和26年に牧師一家が要保護児童と共に佐伯町津田に来住したことに始まり、昭和36年に「社会福祉法人津田子供の家」として児童養護施設の認可取得後、平成24年より法人名を現在の「社会福祉法人さくら福祉会」に変更されました。平成31年より住宅街の海が臨める現在の廿日市市丸石地区に、「丸石こどもの家」として移転し、2階建ての建物に5つのユニット、定員30人として運営されています。法人理念を「利用者の最善の利益のために」を掲げ、児童養護施設以外にも、母子生活支援施設「いもせハイツ」、公私連携型保育所「丸石保育園」、児童家庭支援センター「コスモス」と一体となった事業を展開されています。

福祉サービス第三者評価は、今回で3回目の受審で、職員全員で自己評価に取り組み、法人理念の実現に向けて、子どもと職員、両者の生活を充実させるべく、評価結果を前向きに捉えておられました。

### ◎特に評価の高い点

(1)法人として、基本理念の実現に向け、各事業所の年度毎の定員数や事業目標を10年間の長期経営計画として示し、計画と職員各自のキャリアアップを重ねていけるよう、展開する事業とその目的を職員にも説明されています。(管理運営編 No.3:中・長期的なビジョンと計画の明確化)

(2)定期的に嗜好調査を実施し、食の満足度向上に繋げておられます。保護者には、外出・外泊時にアンケートを実施されています。また、子どもが施設長に直接要望を届ける仕組みとして、男女別に「メッセージBOX」を設置し、毎月、職員と子どもで開催する「ホーム自治会」で、目標や課題、要望などを聴き取られています。メッセージBOXやホーム自治会に寄せられた意見・苦情等は、記録・日誌に残し、必要に応じて職員会議等で対応方法を検討し、子どもにフィードバックされています。(管理運営編 No.21:子どもの満足の向上,22:意見を述べやすい体制の確保①)

(3)職員による虐待の要因を、1人で複数の子どもを支援する職員のストレスと捉え、施設長は「職員のせいにならない」ことを心がけ、3階層ミーティングを実施し、職員のストレス軽減をチームで支援することを実践しておられます。また、子どもの問題行動に対する職員共通の援助技術として、新任職員には、ペアレントトレーニングの研修を実施し、子どもへの対応を学ぶ機会を提供しておられます。(サービス編 No.25:虐待の禁止,26:問題を持つ子どもへの対応)

(4)誕生月に職員と二人で外出する「バースデーおでかけ」、職員と二人で話せる「スペシャルタイム」の実施など、職員が子どもと個別に関わる機会を設け、子どもとの信頼関係を築かれています。(サービス編 No.37:養育・支援の基本 ②)

(5)施設内には、年齢に応じた図書・おもちゃが準備されており、ゲームやYouTubeもルールを決めて楽しんでいます。施設入所が子どもの不利益にならないよう、子どもの希望があれば、ダンスやピアノなどの習い事にも対応されています。また、高学年になり、友達と遠くに出かける場合なども、公共交通機関の利用や連絡方法などを子どもと確認し、安全に配慮しながら子どもの意向を尊重し、成長発達をうながす支援につなげておられます。(サービス編 No.39:養育・支援の基本 ④)

### ◎特に改善を求められる点

(1)記録の開示についての規程は定められていますが、子どもや保護者への説明はされていませんでした。児童養護施設では、積極的な記録の開示は難しいと思いますが、様々なケースに対応するためにも、記録の開示について、子どもや保護者に周知する方法を検討されることを提案します。(管理運営編 No.28:記録の管理と開示)

(2)入所時には保護者に会えないケースが多く、保護者に直接施設概要を伝えることは難しいようですが、ケースに応じて、児童相談所を通じて施設パンフレットを渡せるような手段を検討されてはいかがでしょうか。(管理運営編 No.30:養育(治療)・支援の提供開始②)

(3)不審者対策として、警察・警備会社と連携した職員研修が実施されていませんでした。費用面から警備会社との連携は難しいようですので、地元の警察署と連携し、実践に沿って不審者対応訓練を実施されることを提案します。(サービス編 No.4:不審者対策)

## III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度は、評価者の方々に大変丁寧に施設を見ていただきました。施設内も熱心に見ていただき、子どもへの支援や養育についても、熱心に話を交わさせていただきました。施設の運営等についても、ご助言をいただき大変勉強になりました。評価の高い点につきましては今後も継続し、改善が求められる点につきましては改善し、より良い施設運営ができるように努めたいと思います。

## IV. 項目別の評価内容

## 1 管理運営編：児童養護施設

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）	(1)理念・基本方針 自己評価：N0.1-2	「子どもの最善の利益のために」を基本理念に掲げ、基本理念に沿って5つの基本方針を示し、ホームページやパンフレット、事業計画にも明文化されています。理念・基本方針は、施設長が新任研修で説明し、職員の行動規範とされています。
	(2)計画の策定 自己評価：N0.3-4	法人として、基本理念の実現に向け、各事業所の年度毎の定員数や事業目標を10年間の長期経営計画として示し、計画と職員各自のキャリアアップを重ねていけるよう、展開する事業とその目的を職員にも説明されています。職員会議で当年度事業計画の実施状況を評価し、次年度の事業計画も協議したうえで、「基本理念」「園訓」「方針」「年度方針」を掲げ、5つの基本方針に沿った「具体策」と「実施方法等」を明確に示した事業計画を策定されています。
	(3)施設長の責任とリーダーシップ 自己評価：N0.5-6	施設長の役割と責任については、管理規程に組織図とともに明文化し、質の高いサービス提供や効率的な運営のために、リーダーシップを発揮されています。次年度の事業計画策定のタイミングで、毎年、職員アンケートを実施し、事業計画の振り返りや次年度の目標、業務の遂行状況や人事の希望等を聴き取られています。年に1回は施設長、年に2回は主任と、定期的な面談も実施されています。
2 法人・施設の運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：N0.7-8	「福祉新聞」や季刊誌「児童養護」を定期購読し、社会福祉事業全体の動向を把握されています。廿日市市要保護児童対策地域協議会に出席して、地域の状況・ニーズを把握し、事業運営に活かされています。経営状況は、毎月各事業所の施設長が報告し、理事長が確認されています。法人監事監査・会計監査時には、金融機関や公認会計士、社会保険労務士による助言・指導を受け、適切な事業運営に努めておられます。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：N0.9-12	実習生の受け入れ体制を整備し、年間約50人の実習生を受け入れておられます。施設長自らが実習生と面談して進路を確認し、就職希望者を確保されています。平成31年に現在の場所に移転したことで利便性が増し、また、宿直専門員を導入して正規職員の宿直業務を減らすことで、就業状況を改善し、人材確保に繋げておられます。職員の就業状況については、「有給休暇簿」「勤務時間等管理簿」で管理し、確認されています。研修にも積極的に参加されており、参加後は、報告書を作成し、職員会議の場で共有されています。また、法人に有益となる資格については、報奨金を給付し、資格取得を支援されています。◎新任研修は、施設長とユニットリーダーが担当し実施されていますが、担当職員が交代されても、研修が継続できるように、新任研修のカリキュラムを明文化されてはいかがでしょうか。
	(3)安全管理 自己評価：N0.13	緊急時に対応するため、リスク別のマニュアル・連絡網を整備されています。ヒヤリハット委員会を組織し、事故内容や事故原因、今後の対応を振り返るとともに、定期的に職員会議で情報を共有されています。子どもに対しても、一人になると危険な箇所を「ハザードマップ」として視覚的に示したり、施設独自の性教育「MIC-TIME」において、プライベートゾーンのルールを周知し、安全確保に繋げておられます。

2 組織の運営管理	(4)設備環境 自己評価:N0.14-15	<p>玄関は、男女別に設けられ、性別・年齢別に6人ずつの5ホームのユニットで運営されています。各ホームは家庭に近い雰囲気、リビング・ダイニング・キッチン、トイレ・洗面所・浴室が共有スペースとして整備されています。幼児のユニットには、幼児専用のトイレ・洗面所等が設置されています。また、面接室は、プライバシーに配慮し、生活スペースから離れた場所に設置されています。</p> <p>毎月、清掃目標を掲げ、ホーム毎に毎日掃除を行い、各ホームの責任者が清掃状況を確認されています。</p>
	(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	<p>そうめん流しなど、地域住民も参加して行われていた施設内行事は、コロナ禍では実施が難しい状況ですが、地域交流室を整備され、可能な限り、地域住民との交流の機会が持てるように配慮されています。また、福祉避難所としての役割も持たれています。寄付やボランティアなど、地域住民や地元企業等とのつながりも大切にされています。</p>
	(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	<p>廿日市市の要保護児童対策地域協議会や広島県児童養護施設協議会の会議・研修等に出席し、最新の動向を把握され、制度に関する意見・意向を提示されています。</p> <p>財務諸表の開示方法・公開範囲は規程に定め、ホームページで公開されています。</p>
3 適切な養育・支援の実施	(1)子ども(・母親)本位の養育・支援 自己評価:N0.19-24	<p>子ども一人ひとりを尊重した支援については、理念・基本方針に定め、職員の基本姿勢とし、被措置児童等虐待防止などをテーマとした新任職員研修も実施されています。子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアルを備え、子どもにも「子どもの権利ノート(オレンジノート)」や性教育を通して基本的人権について説明されています。</p> <p>定期的に嗜好調査を実施し、食の満足度向上に繋げておられます。保護者には、外出・外泊時にアンケートを実施されています。また、子どもが施設長に直接要望を届ける仕組みとして、男女別に「メッセージBOX」を設置し、毎月、職員と子どもで開催する「ホーム自治会」で、目標や課題、要望などを聴き取られています。メッセージBOXやホーム自治会に寄せられた意見・苦情等は、記録・日誌に残し、必要に応じて職員会議等で対応方法を検討し、子どもにフィードバックされています。</p> <p>意見・苦情の窓口として、関係機関や第三者委員の連絡先を施設内に掲示し、子どもに周知されています。</p>
	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	<p>毎年自己評価を実施し、定期的に福祉サービス第三者評価を受審されています。今回の自己評価にも職員全員で取り組み、今後の職員会議で、受審結果の分析・検討を予定されています。</p> <p>各業務毎にマニュアルを作成し、各ホームで保管されています。マニュアル変更時には職員会議で内容を周知し、各ホームのマニュアルが差し替えられています。</p> <p>子どもの記録はシステムで入力し、職員全員で閲覧・共有されています。子どもの記録開示については、「個人情報取得規程」「個人情報開示規程」を定め、新任研修時に説明されています。</p> <p>◎記録の開示についての規程は定められていますが、子どもや保護者への説明はされていませんでした。児童養護施設では、積極的な記録の開示は難しいと思いますが、様々なケースに対応するためにも、記録の開示について子どもや保護者に周知する方法を検討されることを提案します。</p>
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価:N0.29-32	<p>施設での生活については、ホームページやパンフレットで紹介し、施設単独では難しいようですが、法人として定期的に広報誌を発行されています。入所後の不安を軽減するために、施設利用前には施設見学を実施されています。</p> <p>退所時は、「退所児童のサポートマニュアル」に沿って、計画的に電話連絡や面接を実施し、状況に応じて児童相談所の家庭訪問にも同行されています。</p> <p>◎入所時には保護者に会えないケースが多く、保護者に直接施設概要を伝えることは難しいようですが、ケースに応じて、児童相談所を通じて施設パンフレットを渡せるような手段を検討されてはいかがでしょうか。</p>

## IV. 項目別の評価内容

## 2 サービス編：児童養護施設

1 施設の環境整備	(1)快適な空間 自己評価：NO.1-2	各ホームのリビング・ダイニング以外に、地域交流スペースを遊び場として開放したり、学習室や静養室を学習スペースとして提供されています。2人部屋の居室には、エアコン、就寝時等には個別の空間に仕切れるカーテンが設置され、ベッドや収納家具、机なども個別に準備されています。また、自分以外の居室に立ち入らないことも繰り返し伝え、プライベートな空間が確保されています。各ホームごとに文化委員が季節毎の装飾を工夫し、訪問時にはハロウィンの飾りつけがされていました。
	(2)安心な生活 自己評価：NO.3-4	防災時の備えとして、防災対応マニュアルが整備されています。また、非常用倉庫に50人×3日間分の食料・飲料水が備蓄され、献立も決められています。不審者への対応として、警備会社と契約し、玄関を施錠されています。前回の福祉サービス第三者評価を受け、不審者対応マニュアルも整備されました。また、子どもにも、死角となる場所をハザードマップとして視覚的に示し、注意を促されています。 ◎警察・警備会社と連携した職員研修が実施されていませんでした。費用面から警備会社との連携は難しいようですので、地元の警察署と連携し、実践に沿って不審者対応訓練を実施されることを提案します。
2 日常生活の中での支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：NO.5-7	自立支援計画は、年度初めに確認する子ども・保護者・学校への意向およびケース会議時の措置機関の意見を反映し、定められたアセスメント手順に沿って策定されています。また、定期的な見直しが行われています。
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：NO.8-13	献立については、嗜好調査の結果や、各ホーム毎のリクエストメニューを反映し、子どもの誕生日には、子どもの希望の料理と手作りケーキでお祝いをされています。定期的にバイキングや、長期休暇などには、調理室での手伝いなども実施されています。 睡眠時間については、各年齢に応じて設定し、時にオルゴールを流したり、話をするなど、安心して眠りにつけるよう配慮されています。睡眠時間には、2回以上の見廻りを行い、子どもの呼吸状態も確認されています。同法人の保育所とも連携し、SIDSの知識も習得されています。 性的虐待防止の観点からも、脱衣場のドアを閉め、小学生以上の子どもは発達状態に応じ、一人で入浴しています。入浴時間も食事の前後など、個人のペースで入浴できるよう配慮されています。 子どもの衣服は、年に2回実施する「ホームdeおでかけ」で、夏服・冬服を自分の好みで購入しています。 整理整頓の時間を個別に設け、職員と一緒に片付け、整理整頓の習慣を身につけています。休日は、役割分担をして子どもがホームの掃除を行っています。退所が近づいた子どもは、洗濯や掃除などが自分でできるように支援されています。
	(3)社会性の獲得 自己評価：NO.14-18	性教育などを通じて基本的人権について話をする機会を設けておられます。施設での生活やルールへの意見は、ホーム自治会で子どもと一緒に話し合い、丁寧にフィードバックされています。また、社会情勢などに合わせて、生活ルールも適宜変更されています。 性教育委員会を組織し、年間カリキュラムに沿って性教育についての職員研修を実施し、各ホームの子ども達にも、定期的に性教育の時間を設けています。また、施設内に、プライベートゾーンに関する掲示をして日常的な意識づけもされています。 児童手当でスマートフォンやゲームを購入したり、年齢に応じた小遣い金額を設定し、近隣の商店などで個別に買い物をしたり、高校生は携帯料金を支払うなど、子どもの自主性と金銭管理を両立されています。 ◎現在、自立が近づいた子どもに、同法人の母子生活支援施設いもせハイツが借りているマンションの一室で、経済的な面も含めて数日間生活するプログラムを検討されていましたので、プログラムが早期に実現できることを期待しています。

2 日常生活 の中での 支援	(4)学習・進学・就職 自己評価：NO. 19-20	毎週、地域の方が学習ボランティアとして訪問し、高校受験を控えた中学3年生をマンツーマンで指導されています。中学生以上は学習塾も利用可能です。各居室以外に、各ホーム毎に学習室が設けられ、試験期間には静養室も活用するなど、学習環境を整備されています。試験期間や学習状況に応じて、就寝時間にも柔軟に対応されています。 高校卒業後の進路を具体的に検討できるように、奨学金や進学に必要な費用を説明されています。また、学校の情報を収集するために、施設のタブレットを貸し出したり、オープンスクールの交通費を支援するなど、進路が自己決定できるよう支援されています。
	(5)その他の支援 自己評価：NO. 21-23	心理的なケアが必要な子どもには、心理療法室で、心理療法士によるカウンセリングや遊戯療法を実施し、支援に繋げておられます。 子どもの誕生月に、子どもと職員二人で出かける「バースデイおでかけ」や宿直の時間などに、子どもと個別に関わり、子どもの不安や生育歴などの疑問などに寄り添っておられます。 入所前には、児童相談所の職員と一緒に事前に施設見学と面接を行い、施設の写真や行事の写真も見せながら、視覚的に説明をすることで、入所前の不安を軽減し、入所マニュアルに沿ってスムーズに施設での生活を開始できるよう配慮されています。施設の子どもにも、新しく入所する子どもの情報を伝えて、迎え入れています。
3 安心な 生活	(1)虐待の防止 自己評価：NO. 24-25	毎月開催する職員会議の中で、各ホームの事例を共有し、虐待防止に繋がっています。 暴力を受けた時には速やかに職員に報告することを子どもの記憶が一番鮮明な入所初日の施設長との面接時に伝え、「入所したその日」を大切にされています。また、年に1回、「子どもの権利ノート(オレンジノート)」の内容と、虐待を受けた場合に備えノートに付属する封筒の活用方法を子どもと一緒に確認されています。 職員による虐待の要因を、1人で複数の子どもを支援する職員のストレスと捉え、施設長は「職員のせいにはしない」ことを心がけ、3階層ミーティングを実施し、職員のストレス軽減をチームで支援することを実践しておられます。
	(2)問題行動への対応 自己評価：NO. 26-27	子どもの問題行動に対する職員共通の援助技術として、新任職員には、ペアレントトレーニングの研修を実施し、子どもへの対応を学ぶ機会を提供しておられます。特に問題行動のある子どもの様子は詳細に日誌へ記録すること、また、複数の職員で関わることを意識した支援がされています。 子どもの間で暴力などが発生した場合は、施設長やユニットリーダー、グループケアリーダーが判断し、児童相談所に適宜報告されています。
	(3)衛生管理 自己評価：NO. 28-29	食中毒や感染症に関するマニュアルを整備し、給食運営会議にて適切な対応方法を確認されています。手洗い方法などを施設内に掲示して、子ども達にも感染症予防を周知されています。 白飯は各ホームの炊飯器で炊き、揚げ物メニューは提供する直前で調理するなど、適温での提供を心がけておられます。部活動などで食事時間が異なる子どもの食事は冷蔵庫で保管し、電子レンジで温めなおして提供されています。
4 保護者等 に対する 支援	(1)保護者への支援 自己評価：NO. 30	必要に応じて、家庭訪問を実施されています。また、外出・外泊時には、交流後のアンケートを実施し、家庭での様子や保護者の悩みなどを聴き取られています。また、長期にわたる一時帰省の際は、電話で様子を確認されています。
	(2)子どもと保護者の 関係等の継続・回避等 自己評価：NO. 31-33	保護者にも学校の行事予定を送付するなど、児童相談所とも連携し、面会が可能な保護者には、外出・外泊の機会を働きかけておられます。施設内に保護者と一緒に宿泊するスペースはありませんが、プライバシーに配慮した面会室や、保護者と一緒に遊べるスペースを提供されています。心理的なケアが必要な保護者に対しては、児童家庭支援センターと連携し、支援されています。 保護者からの強引な引き取りに備え、玄関を施錠し、男性職員を配置されています。また、小学生の登下校時は必ず職員が付き添い、また、学校と施設の連絡会も設け、児童の安全を確保されています。

5 地域とのつながり・専門性の向上	(1)専門性の向上 自己評価：NO. 34	基幹的職員としての位置づけではないですが、国が定める基幹的職員研修を受講されたユニットリーダーおよびグループケアリーダーが、基幹的職員の役割・機能を果たしています。また、職員が課題を一人で抱え込まないように、3階層ミーティングを実施し、組織(チーム)として職員支援がなされています。
	(2)地域とのつながり 自己評価：NO. 35	小学生の子どもに登下校時には、地域の子どもの一緒に見守られています。コロナ禍で施設行事への地域住民の参加は難しい状況ですが、以前は、そうめん流しなどのイベントを実施していました。施設1階の地域交流室には、施設外から入れる玄関を設け、災害時に周辺住民の避難所として開放されています。
6 養育・支援の質の確保	(1)養育・支援の基本 自己評価：NO. 36-40	誕生月に職員と二人で外出する「バースデーおでかけ」、職員と二人で話せる「スペシャルタイム」の実施など、職員が子どもと個別に関わる機会を設け、子どもとの信頼関係を築かれています。試験期間の就寝時間やスマートフォンの使用ルールなど、職員同士で話し合い、子どもの希望に沿えるよう臨機応変に対応されています。 食事の際に、調味料を自身でかけさせてみるなど、子どもの年齢に応じて、職員は見守りを大切に支援をされています。朝の忙しい時間帯には、担当ホームにこだわらず、職員は支援を必要とする幼児ホームに応援に行くなど、柔軟に対応されています。 施設内には、年齢に応じた図書・おもちゃが準備されており、ゲームやYouTubeもルールを決めて楽しんでいます。施設入所が子どもの不利益にならないよう、子どもの希望があれば、ダンスやピアノなどの習い事にも対応されています。また、高学年になり、友達と遠くに出かける場合なども、公共機関の利用や連絡方法などを子どもと確認し、安全に配慮しながら子どもの意向を尊重し、成長発達を促す支援につなげておられます。 施設での生活ルールは、冊子としてまとめられ、施設内にも掲示されています。通院や地域行事への参加前には、挨拶や行儀などの社会的ルールが身に付くよう支援されています。 ◎ホーム自治会やメッセージボックスを通じて、子どもの意見は聴き取られていますが、定期的に匿名のアンケートを実施して直接言えない意見についても汲み取られる仕組みを検討されてはいかがでしょうか。
	(2)自己領域の確保 自己評価：NO. 41-42	居室には他の子どもが入室しないなど、境界線についても伝えておられます。年に2回の外出行事「ホームdeおでかけ」の際に、季節に応じた服を自分で購入したり、施設で使用する箸や食器、シャンプーやリンスなども子ども自身が選択したものを使用し、子どもの好みを尊重されています。個人の所有物は、居室のクローゼットや物入に保管しています。 子ども一人ひとりの成長の記録はアルバムに整理し、子どもが希望した際にいつでも見れるよう各ホームで保管され、退所時には子どもに手渡されています。
7 退所後の支援・家庭復帰	(1)継続性とアフターケア 自己評価：NO. 43-44	退所時には、「退所児童のサポートマニュアル」に沿って、概ね退所後3年間は、計画的に施設長・担当職員から本人や保護者と連絡を取り、状況確認や相談に応じ、退所後も施設と交流できるよう配慮されています。また、退所後の子どもの状況は記録し、職員間で共有することで、気付きや今後の支援に繋げておられます。

## 自己評価・第三者評価の結果（管理運営編：児童養護）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）

## (1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・子ども等に周知されていますか。	B	A	

## (2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	B	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	A	A	

## (3)施設長の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は，自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

## 2 法人・施設の運営管理

## (1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	B	A	

## (2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

## (3)安全管理

13	子どもの安全確保	子どもの安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	A	A	
----	----------	--------------------------------	---	---	--

## (4)設備環境

14	設備環境	施設は，子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	施設は，清潔ですか。	B	A	



NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

**(5)地域との交流と連携**

16	地域との関係	子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	---	---	---	--

**(6)事業の経営・運営**

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えてありますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	子どもや保護者等に対して財務諸表を公開していますか。	B	B	

**3 適切な養育(治療)・支援の実施****(1)子ども本位の養育(治療)・支援**

19	子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの子どもを尊重した養育(治療)・支援提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	子どもを尊重する姿勢②	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	子どもの満足の向上	子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	A	A	
22	意見を述べやすい体制の確保①	子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決のしくみが確立され、十分に周知・機能していますか。	B	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	子どもや保護者等からの意見に対して迅速に対応していますか。	A	A	

**(2)養育(治療)・支援内容の質の確保**

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供している養育(治療)・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	A	
27	養育(治療)・支援の実施状況の記録	子どもに関する養育(治療)・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	養育(治療)・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	B	B	○

**(3)養育(治療)・支援の開始・継続**

29	養育(治療)・支援の提供開始①	子どもや保護者等に対して、養育(治療)・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	B	B	
30	養育(治療)・支援の提供開始②	入所後に提供する養育(治療)・支援について、子どもや保護者等に分かりやすく説明していますか。	B	B	○
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	B	A	
32	養育(治療)・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

## 自己評価・第三者評価の結果（サービス編：児童養護）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

## 1. 施設的环境整備

## (1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	
2	快適性への配慮②	居室は、子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

## (2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	B	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	B	B	○

## 2. 日常生活の中での支援

## (1) 計画に基づいた自立支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	A	A	
7	本人の自己決定・家族等の参加	自立支援計画は、子ども・保護者・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	

## (2) 生活習慣の獲得

8	食事	子どもが食事を楽しむことができるような配慮や工夫を行っていますか。	A	A	
9	睡眠	子どもが十分な睡眠をとれるように工夫していますか。	A	A	
10	健康管理	子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
11	身体保清	子どもの発達段階に応じて、身体保清の習慣が身につけられるよう支援していますか。	A	A	
12	衣習慣	子どもが衣習慣を獲得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援していますか。	A	A	
13	整理整頓・生活技術	子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

## (3) 社会性の獲得

14	自他の権利の尊重	子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
15	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
16	社会的ルールの獲得	子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
17	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	A	A	
18	主体性、自律性を尊重した日常生活	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援していますか。	B	B	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

**(4)学習・進学・就職**

19	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
20	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」になった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	

**(5)その他の支援**

21	メンタルヘルス	心理的なケアが必要な利用者に対して、心理的な支援を行っていますか。	A	A	
22	子どもの尊重と最善の利益の考慮	子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、保護者の状況について、子どもに適切に知らせていますか。	A	A	
23	子どもの意向や主体性への配慮	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っていますか。	A	A	

**3. 安心な生活****(1)虐待の防止**

24	虐待の防止	子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
25	虐待の禁止	子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	A	A	

**(2)問題行動への対応**

26	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
27	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	B	A	

**(3)衛生管理**

28	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
29	食材管理・調理方法等	食材管理や調理方法等について、食の安全を確保できる体制がありますか。	A	A	

**4. 保護者等に対する支援****(1)保護者への支援**

30	保護者(親族を含む)への支援	子どもと保護者との関係調整を図ったり、保護者からの相談に応じる体制がありますか。	A	A	
----	----------------	--	---	---	--

**(2)子どもと保護者の関係等の継続・回避等**

31	子どもと保護者の関係調整	保護者に対して、子どもへの愛着関係、養育意欲の形成を援助していますか。	B	A	
32	必要に応じた心理的支援(サービス)	心理的なケアが必要な保護者に対して、心理的な支援(サービス)を行っていますか。	A	A	
33	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

## 5. 専門性の向上・地域とのつながり

### (1) 専門性の向上

34	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	B	A	
----	------------	---	---	---	--

### (2) 地域とのつながり

35	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	B	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

## 6. 養育・支援の質の確保

### (1) 養育・支援の基本

36	養育・支援の基本 ①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めていますか。	A	B	
37	養育・支援の基本 ②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援していますか。	A	A	
38	養育・支援の基本 ③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障していますか。	A	A	
39	養育・支援の基本 ④	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障していますか。	A	A	
40	養育・支援の基本 ⑤	秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援していますか。	A	A	

### (2) 自己領域の確保

41	自己領域の確保①	でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とるようにしていますか。	A	A	
42	自己領域の確保②	成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしていますか。	A	A	

## 7. 家庭復帰・退所後の支援

### (1) 継続性とアフターケア

43	継続性とアフターケア①	家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っていますか。	A	A	
44	継続性とアフターケア②	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいますか。	A	A	